

平成 30 年 9 月

ご契約者 様

エイ・ワン少額短期保険株式会社
代表取締役 片山 勉

医療保険エブリワンの責任開始日に関する運用の誤りのお詫び

拝啓 貴殿、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の医療保険エブリワンの責任開始日に関する当社における運用につき、下記の誤りがあることが判明致しました。

つきましては、本件対象の可能性を有する皆様に、本状にて通知をさせていただきます。ご契約者の皆様に多大なるご迷惑をおかけ致しましたこと、深くお詫び申し上げます。

敬具

記

■医療保険エブリワンの責任開始日に関する運用について

・当社は従来、毎月 16 日から末日までに医療保険エブリワンの申込を完了（当社が保険契約の申込を承諾）したご契約者様につきましては、翌々月 1 日を責任開始日と認定しておりました。しかし、かかる運用は、普通保険約款第 2 条第 1 項の「会社は、保険契約の申込を承諾した日の属する月の翌月 1 日から保険契約上の責任を開始します。」という規定に適合しないものであり、正しくは翌月 1 日が責任開始日となります。

■今後の対応について

・本状を受け取られたご契約者の皆様が、当社から「責任開始日」として通知された日から遡って、1 ヶ月以内に入院をされていた場合には、保険金支払の対象となる可能性がございますので、該当する方は下記の当社お問い合わせ窓口までご連絡頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

・上記の期間においてご入院をされ、過去に当社へ保険金のご請求をされたものの、保障されない旨の回答を受けられた方につきましても、保障の対象となる可能性がございますので、あらためてご請求くださいますようお願いいたします。

保険契約者の皆様の利益保護を図るため、当社社員が一丸となり、本件につき真摯に対応して参りますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

■お問い合わせ窓口

エイ・ワン少額短期保険株式会社 TEL : 0120-018-097

※平日（祝日を除く）午前 10 時～午後 5 時

以上